

新潟県柏崎市E C O 2プロジェクト実施及び補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が掲げる低炭素社会を目指すエネルギーと環境のまちの実現のため、市内の事業者が地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を目的として実施する柏崎市E C O 2プロジェクト（以下「E C O 2プロジェクト」という。）の実施について必要な事項を定めるものとし、予算の範囲内において行うE C O 2プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）の定めによるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業主
- (2) E C O 2ポイント E C O 2プロジェクト参加登録事業者（以下「登録事業者」という。）による別表第1に掲げる行動に対し、付与されるポイントをいう。

(E C O 2プロジェクトの参加登録)

第3条 E C O 2プロジェクトの趣旨に賛同する事業者は、柏崎市E C O 2プロジェクト参加登録申請書（別記第1号様式。以下この項において「申請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、柏崎市L E D等省エネ設備導入促進支援補助金（以下「省エネ補助金」という。）の交付申請書をもって参加登録を申請する事業者にあつては、申請書の提出を要しないものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、柏崎市E C O 2プロジェクト参加登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。

(E C O 2ポイントの交付対象行動等)

第4条 E C O 2ポイントの対象行動及びポイント数は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 E C O 2ポイントは、登録事業者による前項の対象行動の取組実績に対して付与する。

3 前項の規定にかかわらず、令和4年8月1日以後に前条第1項ただし書の規定により参加登録をした事業者に対するE C O 2プロジェクトへの参加登録のポイント付与、環境経営システムの取得のポイント付与及び柏崎市リサイクル協力店の認定のポイント付与並びに当該事業者を新規登録者として紹介した場合の他事業者へのポイント付与は、行わないものとする。

4 令和4年8月1日以後に前条第1項本文の規定により参加登録をした事業者が、登録後に省エネ補助金の交付を申請した場合は、当該登録日から省エネ補助金の交付を申請した日までの間に当該事業者に対して付与されたE C O 2プロジェクトへの参加登録のポイント、環境経営システムの取得のポイント及び柏崎市リサイクル協力店の認定のポイント並びに当該事業者を新規登録者として紹介した場合に他事業者に付与されたポイントは、全て失効するものとする。

5 第1項の対象行動によるE C O 2ポイントの有効期限は、E C O 2ポイントを付与された日から起算して付与された日の属する年度の3年後の年度の末日までとする。

6 E C O 2ポイントは、登録事業者間において譲渡することができるものとし、譲渡を行おうとする登録事業者は、柏崎市E C O 2ポイント譲渡届出書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

7 前項の譲渡によるE C O 2ポイントの有効期限は、E C O 2ポイントを譲渡された日から譲渡された日の属する年度の末日までとする。

（補助金の対象物品）

第5条 補助金の対象となる物品は、別表第2に掲げる設備等及び別表3に掲げる消耗品等（以下「対象物品」という。）とする。

2 対象物品の購入に係る請負者は、市内に事業所を有する者に限る。

（補助金の交付）

第6条 登録事業者は、対象物品を購入したときは、当該購入に係る経費（運搬費、据付費等を含み、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「対象経費」という。）について、購入した日

の属する年度の末日までに柏崎市E C O 2プロジェクト補助金交付申請書兼実績報告書（別記第4号様式）により、当該申請時点で保有するE C O 2ポイントの合計数に1円を乗じた額（当該購入に対する他の補助金等の申請がある場合は、対象経費から当該他の補助金等の額を除いた額）を補助金として市長に申請できるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を柏崎市E C O 2プロジェクト補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第5号様式）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（財産処分の制限等）

第7条 登録事業者は、補助金の交付を受けた別表第2に掲げる設備等を処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間）、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、市内の公共施設等に寄付するとき又は市長が特に認めるときはこの限りでない。

（補助金の返還）

第8条 補助金の交付を受けた登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる対象行動及び対象物品の内容がこれに付した条件に適合しないと認められるとき。
- (2) 令和4年8月1日以後に第3条第1項本文の規定により参加登録をした事業者が自らに付与されたE C O 2プロジェクトへの参加登録のポイント、環境経営システムの取得のポイント及び柏崎市リサイクル協力店の認定のポイントに基づき第6条の規定による補助金の交付を受けた後、省エネ補助金の交付を申請したとき又は当該事業者を新規登録者として紹介した場合にポイントを付与された他事業者が当該ポイントに基づき第6条の規定による補助金の交付を受けた後、省エネ補助金の交付を申請したとき。

（外部委員会の設置）

第 9 条 市長は、E C O 2 プロジェクトの円滑な実施のため、柏崎市環境審議会内に外部委員会を設置する。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に廃止前の新潟県柏崎市 E C O 2 プロジェクト実施要綱（平成 2 3 年 3 月告示第 4 7 号）の規定によりされている事業者の参加登録及び E C O 2 ポイントの付与については、この要綱の規定によりされたものとみなす。

(失効)

3 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、補助金の申請については令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの間、当該申請に係る補助金の支払については令和 1 1 年 5 月 3 1 日までの間は、廃止後の新潟県柏崎市 E C O 2 プロジェクト実施及び補助金交付要綱は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に既になされた手続及び提出された申請書等は、それぞれこの要綱の規定によってなされた手続又は提出された申請書等とみなす。

3 この要綱の施行の際現に残存する申請書等は、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に廃止前の新潟県柏崎市ECO2プロジェクト実施要綱（平成23年3月告示第47号）の規定によりされている事業者の参加登録及びECO2ポイントの付与については、この要綱の規定によりされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

対象行動	該当ポイント
ECO2プロジェクトへの参加登録	5,000ポイント
環境経営システムの取得	50,000ポイント
新規登録事業者の紹介	1事業者につき5,000ポイント
ECO2セミナーへの参加	1事業者につき1,000ポイント 登録事業者間で共同申込した場合、 2,000ポイント
柏崎市リサイクル協力店の認定	20,000ポイント
清掃活動等への参加	1,000ポイント（これに、参加職員数に100を乗じたポイントを加え、合わせて10,000ポイントを上限とする。）
ノーマイカーウイーク又はエコドライブモニターへの参加（年2回開催）	7,500ポイント（これに、ノーマイカーウイーク参加職員数に50を乗じたポイントと、エコドライブモニター参加職員数に25を乗じたポイントを加え、合わせて30,000ポイントを上限とする。）。さらに、ノーマイカーウイークに同一年度で2回連続参加の場合は、2,500ポイントを加える。 エコドライブモニターのみ参加の場合は、3,000ポイント（これに、参加職員数に25を乗じたポイントを加え、合わせて10,000ポイントを上限とする。）。
緑のカーテンプロジェクトへの参加	5,000ポイント

エコドライブ講習会の開催	1回の開催につき5,000ポイント（これに、参加職員数に100を乗じたポイントを加え、合わせて20,000ポイントを上限とする。） 登録事業者間で共同実施した場合、10,000ポイント（これに、参加職員数に100を乗じたポイントを加え、合わせて20,000ポイントを上限とする。）
市民節電所モニター事業	5,000ポイント（これに、電気については1kWhの節電につき25を乗じたポイント、都市ガスについては1m ³ の削減につき100を乗じたポイントを加え、合わせて25,000ポイントを上限とする。）
再生可能エネルギーによる発電電力量	1kWhの発電につき3を乗じたポイント（30,000ポイントを上限とする。）
環境社会検定試験（エコ検定）の取得	取得者1人につき3,000ポイント
環境マネジメントシステムの報告	環境マネジメントシステムによる報告書5,000ポイント
環境活動の報告	登録事業者独自で実施した環境活動の報告書5,000ポイント 登録事業者間で共同実施した活動がある場合、10,000ポイント
環境賞等の受賞	10,000ポイント
新潟県環境推進員として認定	1人につき30,000ポイント
環境リーダー養成講座受講	1人につき3,000ポイント
省エネ診断受診	3,000ポイント
省エネ診断後設備導入	10,000ポイント
ECO2アイデアの提供	1採用につき5,000ポイント

別表第2（第5条関係）

項目	対象とする設備等
再生可能エネルギー設備（太陽光等の自然エネルギーを利用可能とする設備）	太陽光発電設備
	木質ペレットボイラー
	木質ペレットストーブ
	薪ストーブ（高効率高燃焼型に限る。）
	地中熱利用設備
省エネルギー設備等（エネルギー効率の向上又はエネルギーの転換により二酸化炭素の排出削減に寄与する設備）	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ
	潜熱回収型給湯設備
	燃料電池設備
	高効率空調設備
	高効率照明設備
	電気自動車（改造電気自動車を含む。）
	電動バイク
	エネルギー監視モニター
	インバータ制御付機器（照明器具を除く。）
	省エネ型オフィス機器
省エネ家電	
雨水タンク（雨水貯留槽）	

備考 対象設備等ごとの要件については、市長が別に定める。

別表第3（第5条関係）

項目	対象とする消耗品等
環境に寄与する消耗品等	自転車（電動アシスト付を含む。）
	市内バス回数券・定期券、JR定期券
	グリーン購入法適合調達物品等
	木質ペレット
	樹木・苗木等

備考 対象消耗品等ごとの要件については、市長が別に定める。

別記

第1号様式（第3条関係）

柏崎市ECO2プロジェクト参加登録申請書

年 月 日

1 事業所の名称	ふりがな	
2 代表者の役職・氏名	役職	
3 所在地	〒	
	柏崎市	
4 電話番号・FAX		
5 Eメールアドレス		
6 ECO2担当者の役職・氏名	役職	ふりがな
7 環境経営システム	環境経営システムを取得していますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ →「はい」の場合、種類を選択してください。 ※下記システムを取得している場合、ポイントが付与されます。 <input type="checkbox"/> ISO14001 <input type="checkbox"/> エコアクション21 <input type="checkbox"/> KES（ステップ2以上から） <input type="checkbox"/> エコステージ（ステージ2以上から）	
8 ECO2プロジェクトを何で知りましたか。	<input type="checkbox"/> ECO2事業者からの紹介 ※紹介事業者にポイントが付与されます。 事業者名 [] <input type="checkbox"/> ECO2セミナーに参加 <input type="checkbox"/> 広報・ホームページ・チラシ <input type="checkbox"/> その他 []	

【その他】

- ・ いただいた情報は、本事業に関わる業務以外には利用いたしません。
- ・ 後日郵送で参加登録証を送付します。参加登録したことにより5,000ポイントが付与されます。
- ・ 今後の各種案内は、いただいたEメールアドレス宛てにお送りします。



柏崎市 ECO2 プロジェクト 参加登録証

登録番号 _____ **号**

登録事業者

上記事業者は、柏崎市 ECO2 プロジェクトの登録事業者であることを
証します。

登録日 年 月 日

柏崎市長

印

第3号様式（第4条関係）

柏崎市E C O 2ポイント譲渡届出書

年 月 日

柏崎市長 様

(申請者) 住 所 〒

事業者名

代表者名

担当者名

電話番号

柏崎市E C O 2ポイントの譲渡を下記のとおり届け出ます。

記

1 ポイントを譲渡する登録事業者

(1) 事業者名	(登録番号)
(2) 現在のポイント	ポイント
(3) 譲渡するポイント	ポイント
(4) 譲渡後のポイント	(2)-(3) ポイント

2 ポイントの譲渡を受ける登録事業者

(1) 事業者名	(登録番号)
(2) 代表者名	
(3) 住所・電話番号	〒 電話番号
(4) 担当者名	
(5) 現在のポイント	ポイント
(6) 譲渡後のポイント	ポイント

第4号様式（第6条関係）

柏崎市ECO2プロジェクト補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

柏崎市長 様

(申請者) 住 所 〒

事業者名

代表者名

下記のとおりECO2プロジェクト補助金対象物品を購入したので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額

	円
--	---

 (カ) × 1円

2 補助対象経費 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

経費区分	金額(円)	
対象物品購入費		(ア)
対象物品購入に係る経費 (運搬費・据付費等)		(イ)
他の補助金		(ウ)
合 計 (ア) + (イ) - (ウ)		(エ)

3 ECO2ポイント

項 目	ポイント	
所有ECO2ポイント		(オ)
申請ECO2ポイント <small>(エ)又は(オ)のいずれか 小さい方の上限を超えないこと</small>		(カ)

4 補助金対象物品の内容 (実績報告)

対象物品の種類	<input type="checkbox"/> 新規設備購入 <input type="checkbox"/> 設備更新 <input type="checkbox"/> 消耗品等購入
対象物品名	
使用先施設	
使用先住所	

5 補助金の振込先

本人口座名義 (カタカナ)			
金融機関名		支店 (出張所) 名	
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	

6 柏崎市暴力団排除条例に基づく誓約

<input type="checkbox"/> 以下について誓約します。(□にレ点を記入して下さい。)
<ul style="list-style-type: none">・補助金を暴力団の活動に使用しません。・補助金の交付対象事業により、暴力団に対し利益供与することはありません。・上記に反する場合は、この申請を却下され、補助金の決定を取り消され、交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

7 補助金対象物品に関する誓約 (個人事業主のみ)

<input type="checkbox"/> 以下について誓約します。(□にレ点を記入して下さい。)
<ul style="list-style-type: none">・対象物品は、事業にのみ使用します。・上記に反する場合は、この申請を却下され、補助金の決定を取り消され、交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

<添付書類>

- 1 購入した対象物品の領収書の写し
- 2 購入した対象物品の写真
- 3 購入した対象物品の内容が分かるカタログ等の資料
- 4 市税完納証明書 (発行から3か月以内のもの)
- 5 その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



柏崎市E C O 2プロジェクト補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった事業に対する補助金について、
下記のとおり交付することを決定し、補助金の額を確定したので、通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付済額 | 金 | 円 |
| 3 | 確定額 | 金 | 円 |